

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 中道リース株式会社  
代表者名 代表取締役社長 関 寛  
(札幌証券取引所・コード番号 8 5 9 4)  
問 合 せ 先 取締役総務部長 君島 邦彦  
TEL. (011) 280-2266

「内部統制システム整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「内部統制システム整備に関する基本方針」の一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことを踏まえ改定するものであり、下記の基本方針は当該改定がなされた後のものであります。

記

**1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- (1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため企業倫理方針並びに行動原則により規律ある企業風土を作り上げていくことを目指して努力してまいります。
- (2) コンプライアンスマニュアルにおける行動規範により、社員行動の具体的指針を定め全役職員に周知徹底させると共に、定期的な自己点検を実施する等コンプライアンスに対する意識の啓蒙を図っております。
- (3) 内部通報制度に伴う相談窓口を社内外に設置し、従業員（派遣社員、契約社員、退職者を含む）からの相談および通報を幅広く受け付ける体制を整えます。

**2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制**

- (1) 取締役会における議事録をはじめとする稟議書など職務執行にかかわる重要な情報の保存は総務部が所管し、文書の作成・保存および廃棄に関しては文書管理規程により実施しております。
- (2) 取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧することができます。

**3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- (1) リスク管理を組織横断的に統括するリスク管理委員会を設置し、各業務部門におけるリ

スク担当を定めリスクコントロールを実施し損失の防止に努めております。

- (2) リスク管理規程を定め各業務部門のリスク認識とその分析・評価などを実施する管理体制の構築および運用を行っております。
- (3) ISO9001認証取得における品質マネジメントシステム（QMS）およびISO14001認証取得における環境マネジメントシステム（EMS）を品質・環境マニュアルに定め、業務の改善と品質向上、循環型社会の形成に寄与することに努めております。
- (4) 重要なリスクについては取締役会に対してリスク管理の状況を報告しております。

#### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 取締役の職務の執行については、業務分掌規程および職務権限規程により担当業務と権限を明確にし、効率化を図っております。
- (2) 会社として達成すべき目標を明確化するために年次経営方針並びに中期経営計画を策定し、その経営目標を達成するため取締役の権限および意思決定ルールに基づく効率的かつ迅速な職務執行を図っております。

#### **5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 子会社を管理する部署には担当役員を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する体制とします。
- (2) 子会社を取締役会設置会社とし、当社の役員が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とします。
- (3) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とします。
- (4) 当社と子会社との取引（子会社間の取引を含む）については、第三者との取引と比較して著しく有利又は不利にならないようにし、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制とします。
- (5) 当社は、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保します。

#### **6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**

- (1) 監査役の職務遂行のために補助者を必要とする場合は、その求めに応じて速やかに補助すべき専任の使用人を置きます。又、専任の使用人は、他部署の従業員を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないものとします。
- (2) 当該使用人の人事異動・評価等については、監査役の事前の同意を得るものとします。

#### **7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (1) 監査役の要請に応じて、取締役会および使用人は、事業および内部統制の状況等の報告

を行い、内部監査・ISO推進室は内部監査の結果等を報告しております。

(2) 取締役および使用人は重要な報告すべき事項が生じたときは監査役へ報告する体制をとっております。又、監査役は取締役会のほかリスク管理委員会などに出席し意見具申が可能な体制を整えております。

(3) 報告者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

#### **8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とします。

#### **9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

(1) 内部監査・ISO推進室に内部監査担当を配置しており内部監査規程に基づき、監査役との連携および情報共有を図り監査を実施しております。

(2) 重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、他の重要な会議に出席しております。又、監査役から要求のあった文書等は、随時提供するようにしております。

(3) 代表取締役社長は監査役との意見交換を図りながら適切な意思疎通および効率的な監査業務の実施を図るため監査役監査の環境整備に努めます。

#### **10. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性の確保に関しては、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの整備を行いその仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備あれば必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他関係法令等に対する適合性を確保してまいります。

#### **11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況**

(1) 「反社会的勢力の排除に係る規程」および「反社会的勢力への対応マニュアル」等の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

(2) 反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的とし、実施にあたって適正な業務運営を確保できるよう、「反社会的勢力の排除に係る規程」に「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。

以 上